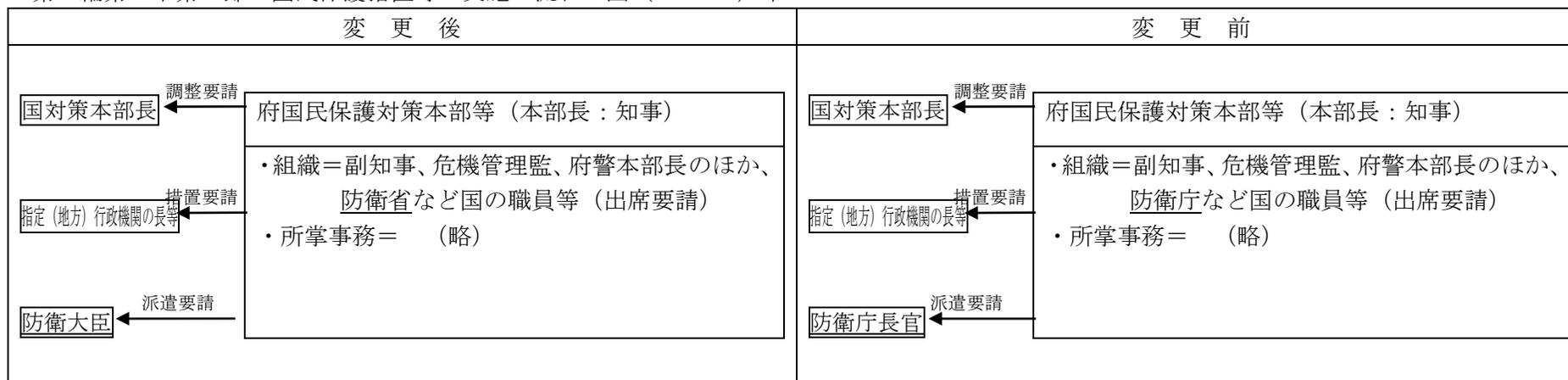


1 防衛庁設置法の改正に伴う変更

目次 第3編第1章第2節2 国の機関との連携 (Xページ) 中

変更後	変更前
(2) <u>防衛省</u> ・自衛隊との連携	(2) <u>防衛庁</u> ・自衛隊との連携

第1編第1章第3節 国民保護措置等の実施の流れの図 (5ページ) 中



第1編第3章第1節8 自衛隊 (16ページ) 中

変更後	変更前
<p>自衛隊は、知事から避難住民の誘導、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置等に関する要請を受けた場合で、<u>防衛大臣</u>が事態やむを得ないと認めるとき、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障が生じない範囲で、可能な限り国民保護措置等を実施するものとされている。</p>	<p>自衛隊は、知事から避難住民の誘導、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置等に関する要請を受けた場合で、<u>防衛庁長官</u>が事態やむを得ないと認めるとき、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障が生じない範囲で、可能な限り国民保護措置等を実施するものとされている。</p>

第2編第1章第2節1(1)ウ 対策本部会議 (55ページ) 中

変 更 後	変 更 前
なお、本部長は、緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、国や公共機関の職員、 <u>防衛省</u> (自衛隊) の職員の出席を求める。	なお、本部長は、緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、国や公共機関の職員、 <u>防衛庁</u> (自衛隊) の職員の出席を求める。

第2編第1章第2節1(2) 対策本部長の権限の表 (56ページ) 中

変 更 後			変 更 前		
職員派遣の求め	(略)	(略)	職員派遣の求め	(略)	(略)
	(略)	・ <u>防衛大臣</u>		(略)	・ <u>防衛庁長官</u>

第2編第1章第3節1(1)エ(ア) (60～61ページ) 中

変 更 後	変 更 前
知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、 <u>防衛大臣</u> に対し、自衛隊の部隊等の派遣 (国民保護等派遣) を要請する。	知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、 <u>防衛庁長官</u> に対し、自衛隊の部隊等の派遣 (国民保護等派遣) を要請する。

第2編第1章第3節1(1)エ(イ) (61ページ) 中

変 更 後	変 更 前
知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、 <u>防衛大臣</u> に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。	知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、 <u>防衛庁長官</u> に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

第2編第1章第3節2(4) 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等 (63ページ) 中

変更後	変更前
<p>市町村長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事において<u>防衛大臣</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を要請するよう求めることができるものとされている。</p> <p>ただし、上記の求めができないときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を<u>防衛大臣</u>に対して連絡することができるものとされている。</p>	<p>市町村長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事において<u>防衛庁長官</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を要請するよう求めることができるものとされている。</p> <p>ただし、上記の求めができないときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を<u>防衛庁長官</u>に対して連絡することができるものとされている。</p>

第2編第1章第3節 関係機関相互の連携協力の図 (65ページ) 中

変更後	変更前
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">防衛大臣</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">防衛庁長官</div>

第2編第4章第4節1(1)エ (116ページ) 中

変更後	変更前
<p><u>防衛大臣</u>は、状況に応じ可能な範囲で、情報収集、被災者の救助、救急活動その他の措置を講ずることとされている。</p>	<p><u>防衛庁長官</u>は、状況に応じ可能な範囲で、情報収集、被災者の救助、救急活動その他の措置を講ずることとされている。</p>

第3編第1章第2節2 国の機関との連携 (134ページ) 中

変更後	変更前
<p>(2)<u>防衛省</u>・自衛隊との連携</p> <p>府は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、<u>防衛省</u>・自衛隊との連携を図る。</p>	<p>(2)<u>防衛庁</u>・自衛隊との連携</p> <p>府は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、<u>防衛庁</u>・自衛隊との連携を図る。</p>

2 感染症法の改正等に伴う変更

第2編第4章第5節1 防疫活動の表（121ページ）中

変更後		変更前	
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、 <u>マールブルグ病</u> 、ラッサ熱	一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 <u>重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるのものに限る。）</u> 、痘そう、ペスト、 <u>マールブルク病</u> 、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、 <u>重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるのものに限る。）</u> 、	二類感染症	急性灰白髄炎、 <u>コレラ</u> 、 <u>細菌性赤痢</u> 、ジフテリア、 <u>腸チフス</u> 、 <u>パラチフス</u>
三類感染症	<u>コレラ</u> 、 <u>細菌性赤痢</u> 、腸管出血性大腸菌感染症、 <u>腸チフス</u> 、 <u>パラチフス</u>	三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症
指定感染症	<u>インフルエンザ（H5N1）</u>		

3 本府の組織再編（平成19年4月1日）等に伴う変更

第2編第1章第2節1(1)ア 対策本部の組織の表（54ページ）中

変更後		変更前	
本 部 員	政策企画部長、広報室長、総務部長、 危機管理室長、生活文化部長、にぎわい創造部長、 健康福祉部長、商工労働部長、環境農林水産部長、 都市整備部長、住宅まちづくり部長、 <u>会計管理者</u> 、 水道企業管理者、教育長、警察本部長	本 部 員	<u>出納長</u> 、政策企画部長、広報室長、総務部長、 危機管理室長、生活文化部長、にぎわい創造部長、 健康福祉部長、商工労働部長、環境農林水産部長、 都市整備部長、住宅まちづくり部長、 <u>出納局長</u> 、 <u>契約局長</u> 、水道企業管理者、教育長、警察本部長

第2編第1章第2節1(1)エ 対策本部の事務局（55ページ）中

変更後	変更前
対策本部の事務を処理するため事務局を置き、事務局は指令部が担当し、事務局長は指令部長、事務局次長は指令部副部長、事務局員は各指令部員を充て、事務局に総務班、 <u>対策班</u> 、情報班、報道班をおく。	対策本部の事務を処理するため事務局を置き、事務局は指令部が担当し、事務局長は指令部長、事務局次長は指令部副部長、事務局員は各指令部員を充て、事務局に <u>総括班</u> 、総務班、情報班、報道班をおく。

第2編第1章第2節3(1) 指令部の組織の表（59ページ）中

変更後		変更前	
部 員	危機管理課長、消防防災課長、保安対策課長、 秘書室総務課長、広報報道課長、財政課長、人事課長、 庁舎管理課長、府民活動推進課長、国際室総務課長、 健康福祉総務課長、医療対策課長、 <u>産業労働企画室総務課長</u> 、環境農林水産総務課長、 都市整備総務課長、道路環境課長、 住宅まちづくり総務課長、 <u>会計総務課長</u> 、 経営企画課長、教育委員会事務局総務企画課長	部 員	危機管理課長、消防防災課長、保安対策課長、 秘書室総務課長、広報報道課長、財政課長、人事課長、 庁舎管理課長、府民活動推進課長、国際室総務課長、 健康福祉総務課長、医療対策課長、 <u>産業労働企画室総務企画課長</u> 、環境農林水産総務課長、 都市整備総務課長、道路環境課長、 住宅まちづくり総務課長、 <u>出納課長</u> 、 <u>契約総務課長</u> 、 経営企画課長、教育委員会事務局総務企画課長

第3編第1章第1節1 各部局における業務の表（132～133ページ）中

変 更 後			変 更 前		
総務部	危機管理室	(略) ・ <u>ボランティア</u>	総務部	危機管理室	(略) ・ <u>ボランティアの受け入れ</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
生活文化部		(略) ・ 私立学校に対する連絡 等	生活文化部		(略) ・ 私立学校に対する連絡 ・ <u>ボランティアの受け入れ</u> 等
にぎわい創造部		(略)	にぎわい創造部		(略)
健康福祉部		(略) ・ <u>ボランティア</u>	健康福祉部		(略) ・ <u>ボランティアの受け入れ</u>
(略)		(略)	(略)		(略)
会 計 局		(略)	出 納 局		(略)
			契 約 局		・ <u>国民保護措置に関すること</u>

4 時点修正、文言整理等に伴う変更

第1編第1章第4節2(1) 計画の位置づけ (8ページ) 中

変 更 後	変 更 前
<p>また、本計画に基づく措置を円滑に実施するため、別途具体的な実施手順などを定める「<u>実施マニュアル</u>」を作成する。なお、計画や<u>実施マニュアル</u>の作成にあたっては、「大阪府地域防災計画」や「大阪府危機管理対応指針」等に基づく取組みの蓄積をできる限り活用する。</p>	<p>また、本計画に基づく措置を円滑に実施するため、別途具体的な実施手順などを定める「<u>実施マニュアル(仮称)</u>」を作成する。なお、計画や<u>実施マニュアル(仮称)</u>の作成にあたっては、「大阪府地域防災計画」や「大阪府危機管理対応指針」等に基づく取組みの蓄積をできる限り活用する。</p>

第1編第1章第4節2(3) 計画の作成・見直しと変更手続 (9ページ) 中

変 更 後	変 更 前
<p>エ <u>実施マニュアル</u>の作成等 <u>実施マニュアル</u>の作成・変更にあたっては、関係機関と十分協議し、その意見を尊重する。</p>	<p>エ <u>実施マニュアル(仮称)</u>の作成等 <u>実施マニュアル(仮称)</u>の作成・変更にあたっては、関係機関と十分協議し、その意見を尊重する。</p>

第1編第3章第1節10 住民の協力 (16ページ) 中

変 更 後	変 更 前
<p>府、市町村等は、国民保護法の規定により、①避難住民の誘導に必要な援助、②避難住民等の救援に必要な援助、③消防、負傷者の搬送、被災者の救助その他の<u>武力攻撃災害</u>への対処に関する措置に必要な援助、④保健衛生の確保に援助について、安全性の確保に配慮したうえで、自発的な協力が得られるよう要請することができることとされている。</p>	<p>府、市町村等は、国民保護法の規定により、①避難住民の誘導に必要な援助、②避難住民等の救援に必要な援助、③消防、負傷者の搬送、被災者の救助その他の<u>武力攻撃</u>への対処に関する措置に必要な援助、④保健衛生の確保に援助について、安全性の確保に配慮したうえで、自発的な協力が得られるよう要請することができることとされている。</p>

第1編第7章 用語の意義の表 (47ページ) 中

変 更 後		変 更 前	
国民保護法	<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号) を指す。</u>	国民保護法	<u>武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号) を指す。</u>

第2編第1章第2節1(2) 対策本部長の権限 (55ページ) 中

変 更 後		変 更 前	
府対策本部長は、府域における国民保護措置を総合的に推進するため、 <u>各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。</u>		府対策本部長は、府域における国民保護措置を総合的に推進するため、 <u>次の権限を適切に行使し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。</u>	

第2編第4章第2節3(1)エ (105ページ) 中

変 更 後		変 更 前	
国民保護法第63条第1項に規定する出動等を命ぜられた部隊等（以下、本章において「自衛隊の部隊等」という。）に属する自衛官（以下、本章において「自衛官」という。）は、 <u>市町村長その他国民保護法第114条第1項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場</u> にいない場合に限り、警戒区域の設定を行うことができるものとされている。		国民保護法第63条第1項に規定する出動等を命ぜられた部隊等（以下、本章において「自衛隊の部隊等」という。）に属する自衛官（以下、本章において「自衛官」という。）は、 <u>市町村長の職権</u> を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定を行うことができるものとされている。	

第2編第4章第5節1 防疫活動 (120ページ) 中

変 更 後		変 更 前	
府及び市町村は、 <u>感染症法 (感染症名は121ページ参照)、災害防疫実施要綱 (厚生労働省) 及び国民保護法第121条の規定による特例に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施するものとする。</u>		府及び市町村は、 <u>感染症法 (感染症名は121ページ参照) 及び災害防疫実施要綱 (厚生省) 及び国民保護法第121条の規定による特例に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施するものとする。</u>	

第2編第4章第5節1(1)キ (120ページ) 中

変更後	変更前
その他、 <u>感染症法等</u> により、自ら措置し又は市町村への必要な指示等を行う。	その他、 <u>感染症法</u> により、自ら措置し又は市町村への必要な指示等を行う。

第2編第4章第5節1(2)キ (121ページ) 中

変更後	変更前
その他、 <u>感染症法等</u> により、自ら措置を行うものとする。	その他、 <u>感染症法</u> により、自ら措置を行うものとする。

第2編第4章第5節1(3)エ (121ページ) 中

変更後	変更前
その他、 <u>感染症法等</u> により、府の指示を受け必要な措置を行うものとする。	その他、 <u>感染症法</u> により、府の指示を受け必要な措置を行うものとする。

第2編第4章第5節6 動物の保護等に関する配慮 (123ページ) 中

変更後	変更前
府は、「 <u>動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方</u> について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)を踏まえ、飼育等されていた家庭動物等の保護収容等、危険動物等の逸走対策などに係る所要の措置を行う。	府は、 <u>国が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方</u> 」を踏まえ、飼育等されていた家庭動物等の保護収容等、危険動物等の逸走対策などに係る所要の措置を行う。

第3編第1章第6節 訓練（139ページ）中

変 更 後	変 更 前
<p>訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、<u>実動訓練</u>（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選択しながら行うほか、住民の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施する。</p>	<p>訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、<u>実働訓練</u>（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選択しながら行うほか、住民の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施する。</p>

第4編第3章第2節3 損害補償（159ページ）中

変 更 後	変 更 前
<p>府は、国民保護措置の実施について、援助の要請を受けて<u>協力をした者及び要請に応じ又は指示に従って医療を行う医療関係者が</u>、そのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に<u>従い</u>、損害補償を行う。</p>	<p>府は、国民保護措置の実施について、援助の要請を受けて<u>協力をした者が</u>、そのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に<u>従い</u>、損害補償を行う。</p>